

随意契約における最低制限価格の設定について

平成 23 年 5 月
福島県入札監理課

- 東北地方太平洋沖地震により広域的かつ甚大な被害が発生し、緊急に災害復旧工事等に着手する必要がある場合は、随意契約によって契約することとしておりますが、工事等の適切な履行と品質確保の観点から、随意契約の手続きにおいても最低制限価格を設定することといたしました。
最低制限価格を設定している場合は、見積書等の提出依頼の際に、その旨を併せて通知いたします。
- 最低制限価格の設定方法や金額については、これまでと同様に非公表とします。
- 上記については、測量等委託業務についても適用します。